5　［略］	
6　地上式二級火薬庫の基準	
一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一　第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二　［略］	二　［略］
三　［削除］	三　［削除］
四　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の小屋組及び屋根	四　［略］
五～七　［略］	五～七　［略］
7～18　［略］	

5　［略］	
6　地上式二級火薬庫の基準	
一　第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる検査項目	一　第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。
二　［略］	二　［略］
三　第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の入口の扉	三　火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
四　第二十六条第一項第一号の三の火薬庫の小屋組及び屋根	四　［略］
五～七　［略］	五～七　［略］
7～18　［略］	

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。